10　特別区が共同で行う事務

目　次

１　特別区が共同で行う事務の基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・共同-2

２　広域連合の設置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

１　特別区が共同で行う事務の基本的な考え方

1　特別区が共同で行う事務の基本的な考え方

● 特別区が担う事務については、各特別区において実施することを原則とするが、下記の事務については、専門性の確保、サービスの実施に係る公平性・効率性の確保を図るため、広域連合、機関等の共同設置等の仕組みの活用により、共同で実施

広域連合の設置

・介護保険事業

▸広域連合は、特別区とは別の法人格を有する特別地方公共団体
▸広域連合で共同処理する事務は、特別区の権限から除外され、広域連合に引き継がれる

機関等の共同設置

・心身障がい者リハビリテーションセンター
（身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所を含む）
・監査委員及び監査委員事務局

▸特別区の委員会・委員、行政機関、長の内部組織等を共同して設置するもの
▸共同設置の機関等による管理・執行の効果は、各特別区が自ら行ったものと同様に、各特別区に帰属

● なお、現在、大阪市が他の市町村と一部事務組合又は広域連合を設置して実施している次の事務については、特別区設置の日以後においても、引き続き、全ての特別区を当該一部事務組合又は広域連合の構成団体として事務を実施

（水防事務）淀川左岸水防事務組合、淀川右岸水防事務組合、大和川右岸水防事務組合
（後期高齢者医療事業）大阪府後期高齢者医療広域連合
（一般廃棄物処理（焼却処理事業等））大阪広域環境施設組合

２　広域連合の設置

2　広域連合の設置

● 介護保険事業については、次の表に掲げる考え方を基本とし、地方自治法の規定に基づき、特別区の協議により規約を定め、全ての特別区を構成団体とする広域連合を設置し、共同で事務を実施

① 名称は、大阪特別区介護保険広域連合（仮称）とする
② 特別区の設置の日に設置する
③ 区域は、構成団体の区域とする
④ 処理する事務は、介護保険事業とする
⑤ 広域連合が作成する広域計画には、次に掲げる項目について記載するものとする
・介護保険事業の実施に関連して広域連合及び構成団体が行う事務に関すること
・広域計画の期間及び改定に関すること
⑥ 事務所の位置は、現在の大阪市役所本庁舎内とする
⑦ 議会の議員の定数及び選挙の方法は、特別区の協議により定める
⑧ 広域連合長は構成団体の長の投票により定める
⑨ 組織体制については、事務を担うために必要な整備をすることとする
⑩ 経費は、構成団体の負担金、介護保険料、国及び大阪府の支出金、交付金その他の収入をもって充てる
⑪ 淀川区は広域連合の設置の際、承継した大阪市介護給付費準備基金及び大阪市介護保険事業会計で設定した債務負担行為に基づく債務を全ての特別区を代表して広域連合に引き継ぐものとする
⑫ 広域連合が承継した財産及び債務は、全ての特別区から共同で承継されたものとみなして、持分等を定める

（参考） 広域連合の制度概要

① 根拠法令

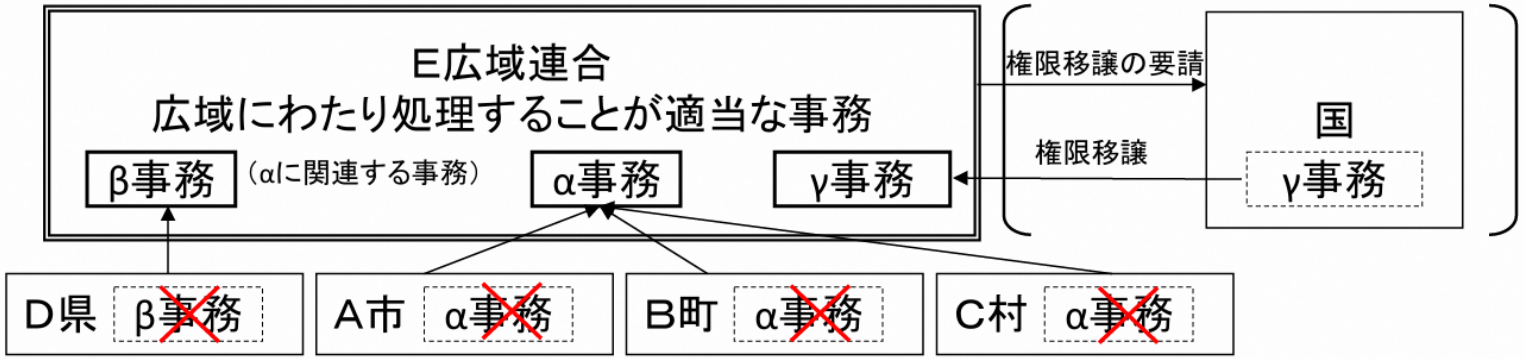
地方自治法第284条、第285条の2、
第291条の2～第291の13

② 制度の概要

広域連合は、地方公共団体が広域にわたり処理することが適当な事務に関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、及び事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために、構成団体の議会の議決を経て、協議により規約を定め、都道府県が加入するものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体である。

一部事務組合と比較し、国、都道府県から直接に権限等の移譲を受けることができることや、直接請求が認められているなどの違いがある。

広域連合が成立すると、共同処理するとされた事務は、構成団体の権能から除外され、広域連合に引き継がれる。広域連合内の構成団体につき、その執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は消滅する。



③ 財源

①負担金　②手数料　③その他（地方債など）　※税による収入はなし。交付税は、構成団体に対して交付。

④ 設置数　※R5．7．1現在

117件（構成団体：延べ2，375団体）

主な事務：後期高齢者医療52件（44．4%）、介護区分認定審査45件（38．5%）、障害区分認定審査30件（25．6%）

※ 広域連合の事務件数は、複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数を計上しているため設置件数と一致しない場合がある。

出典：総務省ホームページ

３　機関等の共同設置

3　機関等の共同設置

● 下記の表に掲げる考え方を基本とし、地方自治法の規定に基づき、全ての特別区の協議により規約を定め、心身障がい者リハビリテーションセンター(※)並びに監査委員及び監査委員事務局を共同で設置し、事務を実施

(※)身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所を含む

心身障がい者リハビリテーションセンター

① 名称は、大阪特別区心身障がい者リハビリテーションセンター(仮称)とする
② 特別区の設置の日に設置する
③ 執務場所は、現在の大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター内とする
④ 経費は、各特別区が負担するものとし、当該負担すべき額は、特別区の区長の協議により定める

監査委員及び監査委員事務局

① 名称は、大阪特別区監査委員(仮称)、大阪特別区監査委員事務局(仮称)とする
② 監査委員の選任の日に設置する
③ 執務場所は、現在の大阪市役所本庁舎内とする
④ 監査委員の定数、選任方法等については、地方自治法の定めるところによる
⑤ 経費は、各特別区が負担するものとし、当該負担すべき額は、特別区の区長の協議により定める

（参考） 機関等の共同設置の制度概要

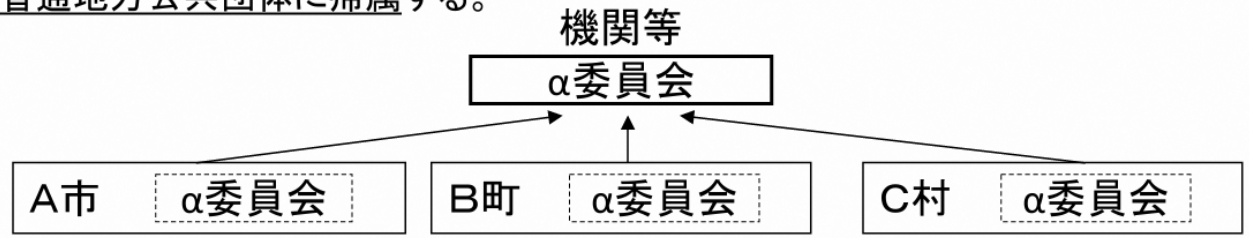
① 根拠法令

地方自治法第252条の7～第252条の13

② 制度の概要

機関等の共同設置は、普通地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を普通地方公共団体の協議により定められる規約で、共同して設置するものである。

共同設置された機関等は、各地方公共団体の共通の機関等としての性格を有し、共同設置した機関等による管理・執行の効果は、関係普通地方公共団体が自ら行ったことと同様に、それぞれの普通地方公共団体に帰属する。



※ 地方自治法第257条の7の2に予告脱退についての規定がある。

③ 財源

機関等の共同設置に要する経費は、関係普通地方公共団体が負担し、「規約で定める普通地方公共団体」の歳入歳出予算に計上して支出する。

④ 制度活用実績

（令和5年7月1日現在）

設置件数 445件

主な事務 介護区分認定審査128件(28.8%)、公平委員会106件(23.8%)、障害区分認定審査106件(23.8%)

北上地区介護認定審査会（岩手県）、他

東京都市公平委員会（東京都）、他

長岡市・出雲崎町障害者自立支援審査会（新潟県）、他

※ 機関等の共同設置の事務件数は、複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数を計上しているため設置件数と一致しない場合がある。

出典：総務省ホームページ